

倉敷代官役所管下幕府領における郡中惣代と郡中入用(2)

山 本 太 郎

- 1 はじめに
- 2 郡中惣代の担い手 (以上、第19号)
- 3 郡中入用・一郡入用の変遷 (以下、本号)
- 4 おわりに

3 郡中入用・一郡入用の変遷

ここでは、郡中入用の変遷を定量分析し、一郡入用・村入用との相互関連を検討する。倉敷代官役所管下幕府領においては、村入用のほかに、少なくとも郡中入用・一郡入用が賦課されていた。

(1) 郡中入用

郡中入用とは、倉敷代官役所管下幕府領全体で負担すべき入用のことである。以下、①郡中入用の会計年度、②郡中入用の決定過程、③郡中入用の額と内容、に分けて検討する。

① 郡中入用の会計年度

「明和貳年乙酉正月吉日 御用留覚帳」²²によると、明和元年（1764）10月16日から明和2年10月15日までの郡中入用が明和2年11月に割り合われている。管見のかぎり、これが倉敷代官役所管下幕府領の郡中入用の初出である。以後、会計年度はおおむね10月16日から10月15日までであるが²³、天保14年（1843）からは、10月朔日から9月晦日までになる²⁴。

② 郡中入用の決定過程

「明和貳年乙酉正月吉日 御用留覚帳」によると、明和元年10月16日より明和2年10月15日までの、倉敷陣屋よりの飛脚賃銀と廻状その他の諸入用を、明和2年11月に後月郡・小田郡・浅口郡・都宇郡・窪屋郡の11人の庄屋が立会い改めのうえ、大割を命じられ、村高1石につき銀3分2厘8毛5と

²² 九州大学九州文化史研究所蔵守屋家文書4582

²³ ただし例外の年もある。たとえば、天明6年10月1日から天明7年10月25日まで（『新修倉敷市史』第10巻「史料 近世（下）」〔倉敷市、1997年〕9号）、寛政元年10月20日より寛政2年10月20日まで（三宅正堂家文書39-2「寛政貳年戊酉正月吉日 御用留」）、寛政2年10月21日より寛政3年10月20日まで（三宅正堂家文書39-3「寛政三年亥正月吉日 御用留」）。

²⁴ 大橋貞吉家文書Ⅱ-1-A-4「御用書類留」。

決め、先銀を差し引いて各村の負担を決めた。そして、倉敷代官役所が11月20日に、12月6日までに掛屋孫太夫方に納めるよう廻状を郡内各村に出した。また、明和2年10月16日から翌年の10月15日までの入用の先銀を、11人の庄屋が立会い、村高1石に2分と割り合い、やはり倉敷代官役所が11月20日に、12月6日までに掛屋孫太夫方に納めるよう廻状を郡内各村に出している。これによると、村高1石あたりの郡中入用の負担額を決めるのは郡中惣代で、それを掛屋に納めるように各村に命ずるのは倉敷代官役所である。

それより60年後、文政8年(1825)の「新禄追訴につき古禄返答書」²⁵により、郡中入用の決定過程をみていく。倉敷陣屋内の建物普請・修復諸入用ほか定例入用・臨時入用とも郡中で割賦するものを大割という。月番惣代の者が毎月月末に立会い、入用帳を取り調べ役所へ差し出し改めをうける。入用銀は役所から月番惣代へ渡され、惣代が小前へ渡す。さらに、年々10月15日の後から郡中惣代が出勤するよう役所から命じられ、惣代が立ち会って郡中諸入用を取り調べ、大割帳を認め、立ち会った惣代が連印し、大割帳を役所へ差し出す。役所による改めのうえ1冊は役所に置き、1冊は郡中惣代へ下げ渡される。その入用銀取立ては、一村ごとに村高にかかる銀を認め、郡中大割銀取立帳と記し、惣代が連印し役所へ差し出し、役所から廻状をもって郡中村々へ命じる。先銀・残銀と二廉に分けて納め、先銀をもって月々の支払いに充て、残銀をもって12月中に支払いを皆済するよう命じられ、小前へ渡すのは惣代が立会い取り計らう。倉敷村での取り立ては、年々取立帳を百姓に熟覧させて取り立てている。

③ 郡中入用の額と内容

ア 郡中入用額の変遷

文化期から天保期の郡中入用総額の変遷を表5、図1に示した。約20,000～50,000匁である。文政4～6年の間は一時的に減少している。次に、村高1石当たりの郡中入用の変遷を表6、図2に示した。やはり文政4～6年の間は一時的に減少している。「新禄追訴につき古禄返答書」によると、文政4年に郡中惣代が、郡中入用のそれまでの借金を年々大割へ組み入れて返済するかわりに、郡中入用を格別に削減することを取り決め、「大割仕法帳」として惣代連印し役所へ差し出した。一時的な減少はこのことによるものと考えられる。表6、図2によると村高1石当たりの郡中入用は、慶応年間に急増し、特に慶応3年に顕著に増加している。慶応年間に急増した原因としては、長州戦争によるものが考えられる²⁶。慶応元年(1865)5月の郡中惣代の「為取替議定書之事」²⁷によると、進発御用に下役として郡々より勤める場合は、一日に連夫とも質

²⁵ 『新修倉敷市史』第10巻「史料 近世(下)」(倉敷市、1997年)104号。倉敷村の新禄と古禄の争いの中で、郡中辻借用銀が、元銀年賦払いになり、大割へ組み入れられ、倉敷村へも掛かることが争点の一つとなっていた。

²⁶ 長州戦争時における備中幕領からの物資調達・夫役動員について、郡中惣代の機能を中心に据えて分析したものに、久留島浩⑤「長州戦争と備中の幕領—幕領における中間支配機構の一考察—」(『史学雑誌』第90編9号、1981年、同『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002年に収載)がある。

²⁷ 倉敷市所蔵小野家文書。

金三步を渡し、惣割賦へ高割すること、人足がかかるときは高割で差し出し、1人につき1日賃金3朱と定めること、などを決めている。こうした費用は、郡中入用に含められたと考えられる。

イ 郡中入用内容と額の変化

郡中入用の内容と額の変化を示す表7を見ていく²⁸。天明7年には、B陣屋行財政にかかわる費用が22,909.917匁で61.1%を占める。特に、役所から江戸御用状を遣わされるとき、大坂往返飛脚賃銀と、倉敷・笠岡両陣屋附村々へかかる持出人足等の費用が大きい(1)。陣屋維持費用が一見少ないが、陣屋維持費用には別帳があり、銀14貫856.09匁かかっている²⁹。うち陣屋・長屋・牢屋修復入用6貫671.72匁、普請銀払残のうち笠岡附郡中の分出銀滞につき払6貫604.41匁である。もとの郡中入用と別帳の陣屋維持費用を合計すると52貫341.675匁になる。合計のうち陣屋維持費用は28%である。郡中大割(10月25日～11月22日の28日間)にかかる費用は、5,040.1匁である(26,27ほか)。

寛政6年には、A陣屋維持費用が4,137匁で24.5%を占める。本陣・役所・長屋修復、東西大手堀覆修復諸入用が大きい(4)。天明6年春臨時普請入用銀の負担が、寛政2年から10年賦で1貫目ずつかかっている(22,23)。Bの飛脚賃銀や人足賃は天明7年に比べて大幅に減少した。郡中大割(10月25日～11月9日の15日間)にかかる費用は、1,832匁である(31,32,33)。

寛政8年(1796)2月には、幕府が、郡中入用に入れる項目を限定し入用の負担を減らすように全国の幕府領に命じている。これに対して郡中惣代は、同年同月に、それ以外に郡中入用に組み入れる項目を独自に設定した³⁰。この寛政8年の幕府の命令により、役所から江戸御用状を遣わすときの大坂までの往返飛脚賃銀が郡中入用に組み込まれなくなった³¹。

天保8年(1837)には、郡中入用について、年貢金銀のほか無益の雑費がかかるとは村柄が衰微するとの代官役所の認識が示され、郡中入用縮減について、郡中惣代が郷宿で長く逗留することが、費用がかさむ原因となるので、腰掛所で日数をかけずに勘定することを、五郡惣代が代官役所に請証文を差し出した³²。

天保11年には、入用縮減について、代官役所の命により、郡中惣代が「郡中割取締改正仕法書」

²⁸ 表7のA B C Dの区分は、『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第2章第1節(久留島浩氏執筆部分)195～202頁の区分を参考にした。

²⁹ 「天明七年未十一月 備中讃州品々臨時入用割賦帳」「天明七年未十一月 備後品々臨時入用割賦帳」(『倉敷市史』第三冊〔名著出版、1973年〕911～914頁)。

³⁰ 『新修倉敷市史』第10巻「史料 近世(下)」(倉敷市、1997年)11号。『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第2章第1節(久留島浩氏執筆部分)202～203頁。このことについて、久留島氏は、郡中村々は代官所などからの恣意的賦課の増加を危惧し、幕府側の命令を受ける形をとりながら、郡中惣代が主導して郡中入用大割の内容を決めたとしている。

³¹ 三宅正堂家文書「御用留」。

³² 『新修倉敷市史』第10巻「史料 近世(下)」(倉敷市、1997年)15号。

を取決め代官役所に差し出した³³。その内容を表8に示した。惣代のうちから3人年行司を取決め、惣代が1人に銀1枚の有給になった(年行司は別に銀3枚)(1)。大割取調は、毎年10月15日より倉敷村庄屋と年行事が立会い調べておいて、11月中に惣代が出勤し、日数5日を限り清勘定のうえ割賦帳を陣屋へ差し出す。惣代逗留中はめいめい郷宿片旅籠立会座にて、片旅籠代はこれまでどおり大割へ組み入れることにした(12)。

こうした取り組みにもかかわらず、表6、図2に見られるように、村高1石当たりの郡中入用は減少しなかった。

弘化3年には、A陣屋維持費用が15,203.520匁で31.1%を占める。うち本陣・役所・長屋中修復入用が13貫余(2)である。Bのうち、役所から江戸御用状を遣わすときの大坂までの往返飛脚賃銀が挙げられていない。Cのうち郡中入用臨時手当備置に20貫を充てている(41)。大割のときの立会は、11月1日から5日までの5日間に限定され、片旅籠代負担となっている(38,39)。10月11日から25日まで下調べ立会いの者の片旅籠代がかかっているが、合わせても立会費用は1,286匁に減少している。また、郡中年行司3人給銀(34)、郡中惣代給銀(35)がかかっている。

以上、郡中入用の内容と額の変化を検討すると、陣屋維持費用が郡中入用の25%~31%かかっていることが分かる。郡中入用縮減のための取り組みが行われ、寛政8年の幕府の命令により、役所から江戸御用状を遣わすときの大坂までの往返飛脚賃銀が郡中入用に組み込まれなくなった。また、郡中大割のため惣代が長く郷宿に逗留することが、費用がかさむ原因となるという認識が代官役所にあり、天保期に郡中惣代に縮減させている。その結果、倉敷村庄屋と年行司3人があらかじめ下調べをおき、郡中惣代は5日に限定して立ち会うことにした。こうした取り組みにもかかわらず、村高1石当たりの郡中入用は減少せず、慶応年間には急増した。そのほか、天保11年に役所の指示で郡中惣代と年行司を有給にした。これは、経済的利益を付随させることで郡中惣代、その中でも年行司を一般の庄屋と差別化し、役所側に取り込もうとする役所の意図と推察することができる。しかし、この年行司体制は長く続かなかつたとみえる。嘉永5年(1852)12月、窪屋・浅口・都宇郡で年行司3人を決め、諸事指図を受けてきたが、今般、三郡年行司御免を願い、当分、倉敷村庄屋丈平と植田武右衛門が公役諸事を取り計らうことを2人が倉敷役所に願い出ている。その結果、郡中惣代と年行司が受け取ってきた銀子は指し止めになった³⁴。

ところで、郡中入用割合にもとづく村々からの郡中入用の納入は、必ずしも円滑に行われたわけではない。郡中入用の滞納が見られる。「乍恐以書付奉願上口上」³⁵によると、明和3年(1766)5月

³³ 九州大学九州文化史研究所蔵守屋家文書2239。

³⁴ 大橋貞吉家文書Ⅱ-1-A-10「御用書類留」。

³⁵ 岡山大学附属図書館蔵小野家文書5542。

に掛屋孫太夫が倉敷代官役所に、村々が郡中入用を掛屋に渡すよう命じるようお願い出ている。郡中入用の徴収は当初から円滑に行かなかったのである。天明年間の掛屋関係の帳簿³⁶を見ても、村々の郡中入用滞納の記事が頻出する。また、「天明四年辰正月吉日 御用留」³⁷に次の文言が見える。

其村々先達而相触候去卯十月已来品々郡中入用并来已大割先銀共、今以不相渡諸弘差支候間、用達孫太夫願出不埒之至ニ候、依之右銀先達而相触候通来ル廿二日迄ニ無相違相渡し、其段壺村限御役所江可相届候、此上右日限迄不相渡村方ハ急度可及沙汰候条可得其意候、廻状村下令請印刻付を以相廻し、留村々可相返者也

辰十二月十七日

万七郎右衛門

浅口郡七ヶ村

庄屋

年寄

つまり、浅口郡7カ村の郡中入用の不納について用達孫太夫が代官に訴え、代官が納入を命じている。九州大学九州文化研究所蔵守屋家文書の「御用留」によると、浅口郡村々の郡中入用の滞納は常態になっていた。

(2) 一郡入用

一郡入用は、各郡の幕府領全体で負担すべき入用のことである。郡中惣代の選出基盤は、各郡内の幕府領村々のまとまりにあった。倉敷代官役所管下幕府領は、郡中全体に関わる史料に比べて、各郡内の幕府領村々の運営に関する史料の方が多いことに特徴があるといわれる³⁸。以下、①一郡入用の額、②一郡入用の決済方法、について検討する。

① 一郡入用の額

浅口郡の幕府領村々は、慶応期には郡の中で村数16.1%、石高14.0%を占め、郡内の幕府領の村々が一つの組合村を結成していた。この組合村で、年貢銀の納入や倉敷陣屋内の囲い穀の詰め替えをはじめ、郡内の幕府領村々だけに関わることで出張してきた代官所役人の世話など、一郡内の幕府領村々全体に関することは、共通で負担しようとしている³⁹。表9に見るように、毎年惣代庄屋を1～2人

³⁶ 岡山大学附属図書館蔵小野家文書1790。

³⁷ 九州大学九州文化史研究所蔵守屋家文書4588。

³⁸ 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、2002年）X頁。

³⁹ 『新修倉敷市史』第4巻「近世（下）」（倉敷市、2003年）第2章第1節（久留島浩氏執筆部分）209頁。

選出し、10月16日から翌年10月15日までの郡中入用を11月に確定した。天保2～8年の高1石当たりの郡中入用は、0.42～0.56匁になる。年番の村を決めて、その年の一郡全体にかかわる世話をさせていた。郡中大割の確定後、一郡寄合を開いた。表10に見るように、高1石当たりの一郡入用は、0.46～1.5匁で、郡中入用より一郡入用のほうが多額になる。

天保3年(1832)には黒崎村孫兵衛宅が浅口郡一郡割の割座になっている⁴⁰。一郡割総額4貫817.65匁、村高1石につき0.62匁である。この内訳を分析した久留島浩によると、郷宿関係費用43.2% (組合村全体に関わることで必要な書類を倉敷村の淀屋が代行して作成)、一郡の用向きに関する費用27.8%、代官所役人関係費用22.5% (役人への錢別や付け届け、接待のための費用) などとなっている⁴¹。

次に村入用中の郡中入用と一郡入用の割合を検討する。表11は、浅口郡阿賀崎新田村元組の村小入用(狭義)⁴²中の大割銀と一郡割銀の割合と渡先を示したものである。大割銀と一郡割銀は、最終的には村小入用の中に組み込まれて、村小入用の一環として徴収される⁴³。大割銀は残銀と先銀合わせて村小入用の3～5%、慶応3年は急増し14%になる。一郡割銀は増加傾向で、7～24%である⁴⁴。大割銀は掛屋に、一郡割銀は年番の村の庄屋に渡すことが分かる。

② 一郡入用の決済方法

「安政四年十一月廿六日 当已一郡割賦帳 年番勇崎村」⁴⁵と「安政四年巳十二月 一郡割銀取立帳 勇崎村庄屋又三郎」⁴⁶により、組合村内部での一郡入用の決済方法を検討する。安政3年(1856)11月から安政4年11月までに、各村と郷宿の淀屋が立て替えておいた一郡入用の額7貫730匁5分4厘を確定し、浅口郡の幕府領村々の村高の合計7,805.65石で割って、村高1石当たり0.99匁と定める。安政4年11月26日に、年番勇崎村が村ごとに、実際に立て替えた額と、村高1石当たり0.99匁の計算上の額の過不足を計算する。その過不足に、米割や刳割の過不足などを加えて村ごとの過不足を算出し、安政4年12月晦日までに、各村間で決済している。

⁴⁰ 『新修倉敷市史』第10巻「史料 近世(下)」(倉敷市、1997年)19号「辰一郡割諸入用割賦帳」。

⁴¹ 『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第2章第1節(久留島浩氏執筆部分)210～215頁。

⁴² 三宅正堂家文書14-4-1-1「嘉永六丑年村小入用帳 寅三月 備中国浅口郡阿賀崎新田村元組」によると、村小入用(広義)は、①御城米江戸納入用(1,580.32匁)+②人足割(28,094.22匁)+③米割(33,2928石)+④小入用(狭義)(22,006.1匁)からなる。ここでは、④小入用(狭義)中の割合を示した。

⁴³ 同上史料によると、嘉永6年分の小入用(狭義)は、高1石につき銀17匁2分8厘かかっている。

⁴⁴ 文久3年には、一郡割入用の増加に対して、浅口郡幕府領村々の間で縮減の申し合わせがなされている(三宅正堂家文書31-4-C-3「申合規定書之事」)。そこでは、役人の止宿入用や継立について入用をなるべく削減することを取り決めている。

⁴⁵ 九州大学九州文化史研究所蔵守屋家文書5755。

⁴⁶ 九州大学九州文化史研究所蔵守屋家文書5751。

おわりに

この論文での分析・考察の結果、明らかにできたことをまとめると、以下のように総括できよう。

- (1) 倉敷代官役所管下幕府領における郡中惣代は、代官役所の命令により郡中入用を監査し、村々に割り合う主体として、郡中入用との組合せで明和初期から登場する。天明九年令以前も以後も、連続して郡中惣代を勤める庄屋が存在しており、郡中惣代就任パターンに、天明九年令の影響は検出できなかった。
- (2) 郡中入用の内容と額の変化を見ると、陣屋維持費用が25～31%を占める一方、郡中入用縮減のための取り組みが行われ、寛政期には大坂までの往返飛脚賃銀が組み込まれなくなり、天保期には郡中大割のための郡中惣代の郷宿逗留費用は削減された。こうした取り組みにもかかわらず、村高1石当たりの郡中入用は減少せず、慶応年間には急増した。村々からの郡中入用の納入は、必ずしも円滑に行われなかった。大割銀と一郡割銀は、最終的には村小入用の中に組み込まれて、徴収された。浅口郡では、一郡入用は、年番の村が世話をした。村高1石当たりでは、一郡入用のほうが郡中入用より多額になった。大割銀は掛屋に、一郡割銀は年番の村の庄屋に渡した。

最後に、本稿でふれられなかった問題点のなかから、今後の課題として三点ほど提示し、しめくくりとしたい。

- ① 郡中惣代の設置経緯が不明である。郡中惣代制は在地から生まれたものか、あるいは法令によってできたものか。本稿での分析からは、倉敷代官役所管下幕府領における郡中惣代制は、郡中入用との組合せで代官役所により設置されたと考えられる⁴⁷が、全国の幕府領の郡中惣代制の動向を視野に入れてさらに検討しなければならない。
- ② 郡中惣代の個々の経営分析をふまえた階級的性格の問題、郡中惣代内部の矛盾について検討する必要がある。そして郡中惣代と代官役所役人・郷宿・庄屋との関係を検討し⁴⁸、そのうえで郡中惣代制の性格規定⁴⁹とその変化を考えなくてはならない。
- ③ 郡中頭取・郡中取締役の機能と郡中惣代制との関係について検討する必要がある。

⁴⁷ 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』では郡中惣代制について「中間支配機構」と「自主的行政機構」という二つの評価が並列されている（X X iv 頁）。郡中惣代制の本質は郡内村々庄屋の合議機関であり、代官所がそれを支配機構に転化させることによって郡中惣代に中間支配機構としての機能を遂行させることができたとも述べられている（124頁）。郡中惣代制が郡中入用との組み合わせで代官役所によって設置されたとするならば、もともとは中間支配機構として始まったと考えられる。

⁴⁸ 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』52～53頁でこの課題について言及されている。

⁴⁹ 組合村一惣代庄屋制の性格規定については、松沢裕作「書評 久留島浩著『近世幕領の行政と組合村』」（史学雑誌第113編第3号）が、常に領主権力との関係性において存立する点に特徴があるとの指摘をしているが、本稿の分析からも賛成である。

表5 郡中入用総額の変遷

年代	西暦	先銀(匁)	残銀(匁)	合計(匁)	幕府領石高(推計)
文化元	1804年	15,333.26	19,878.48	35,211.74	77,741.90
文化2	1805年	15,548.38	29,880.12	45,428.50	74,683.40
文化3	1806年	14,936.68	24,447.86	39,384.54	77,418.75
文化4	1807年	15,483.75	20,626.88	36,110.63	78,184.50
文化5	1808年	15,636.90	20,049.95	35,686.85	78,188.00
文化6	1809年	15,637.60	23,128.79	38,766.39	78,185.50
文化7	1810年	15,637.10	15,800.52	31,437.62	78,185.50
文化8	1811年	15,637.10	21,932.90	37,570.00	78,185.50
文化9	1812年	15,637.10	17,867.54	33,504.64	78,186.65
文化10	1813年	15,637.33	19,716.26	35,353.59	74,017.20
文化11	1814年	14,803.44	26,001.14	40,804.58	67,869.25
文化12	1815年	13,573.85	33,280.88	46,854.73	69,637.50
文化13	1816年	13,927.50	27,119.01	41,046.51	69,604.50
文化14	1817年	13,920.90	24,926.03	38,846.93	71,486.50
文政元	1818年	14,297.30	25,515.89	39,813.19	62,309.00
文政2	1819年	12,461.80	36,812.90	49,274.70	62,309.00
文政3	1820年	12,461.80	34,963.11	47,424.91	62,309.00
文政4	1821年	12,461.80	20,812.58	33,274.38	64,507.00
文政5	1822年	12,901.40	13,655.49	26,556.89	64,507.00
文政6	1823年	12,901.40	8,490.34	21,391.74	64,298.95
文政7	1824年	12,859.79	36,400.63	49,260.42	64,202.00
文政8	1825年	12,840.40	25,803.41	38,643.81	66,077.00
文政9	1826年	13,215.40	31,808.44	45,023.84	
天保10	1839年	12,210.99	37,311.12	49,522.11	61,056.00
天保11	1840年	12,211.20	28,825.22	41,036.42	63,211.75
天保12	1841年	12,642.35	17,763.99	30,406.34	61,163.50
天保13	1842年	12,232.70	22,095.51	34,328.21	

注：(1) 『倉敷市史 第四冊』636～637頁より作成。
 (2) 幕府領石高は、先銀を村高1石につき2分として計算した数値である。

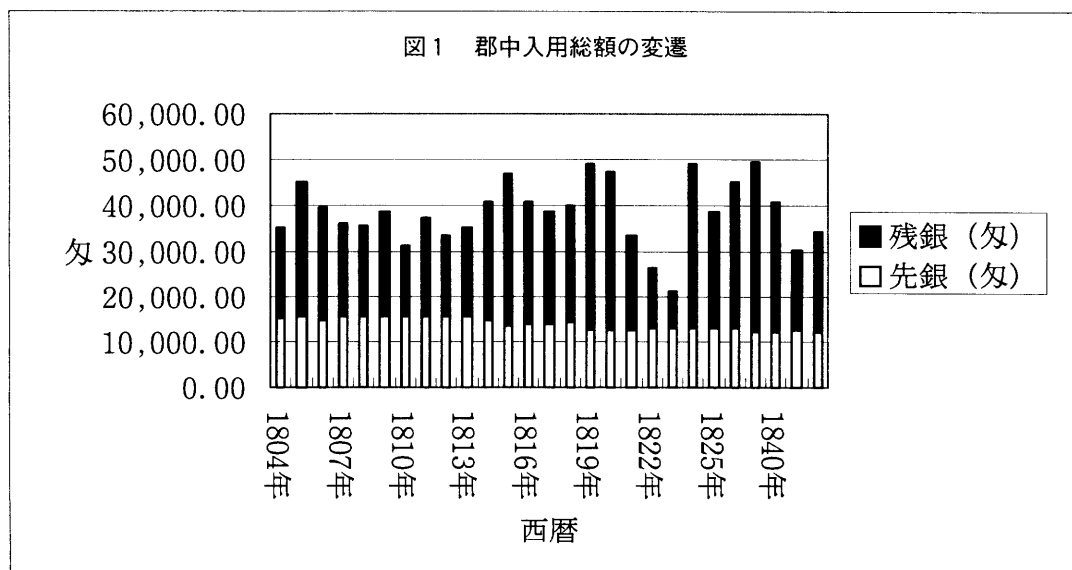


表6 村高1石当たりの郡中入用の変遷

年代	西暦	郡中入用 (匁)	年代	西暦	郡中入用 (匁)	年代	西暦	郡中入用 (匁)
明和2	1765年	0.328	文化3	1806年	0.538	天保14	1843年	0.628
明和3	1766年	0.319	文化4	1807年	0.556	弘化元	1844年	0.761
明和6	1769年	0.200	文化5	1808年	0.454	弘化2	1845年	0.489
明和7	1770年	0.253	文化6	1809年	0.548	弘化3	1846年	0.497
安永3	1774年	0.280	文化7	1810年	0.463	嘉永2	1849年	0.459
安永4	1775年	0.392	文化8	1811年	0.509	嘉永3	1850年	0.551
安永6	1777年	0.374	文化9	1812年	0.417	嘉永4	1851年	0.572
天明元	1781年	0.368	文化10	1813年	0.498	嘉永5	1852年	0.768
天明2	1782年	0.429	文化11	1814年	0.519	嘉永6	1853年	0.750
天明3	1783年	0.472	文化12	1815年	0.674	安政元	1854年	0.575
天明4	1784年	0.610	文化13	1816年	0.561	安政4	1857年	0.474
天明6	1786年	0.694	文化14	1817年	0.511	安政5	1858年	0.890
天明7	1787年	0.521	文政元	1818年	0.556	安政6	1859年	0.669
天明8	1788年	0.720	文政2	1819年	0.773	万延元	1860年	0.609
寛政2	1790年	0.331	文政3	1820年	0.746	文久元	1861年	0.425
寛政3	1791年	0.404	文政4	1821年	0.530	文久2	1862年	0.491
寛政11	1799年	0.372	文政5	1822年	0.409	文久3	1863年	0.467
寛政12	1800年	0.294	文政6	1823年	0.310	元治元	1864年	0.560
享和2	1802年	0.399	文政7	1824年	0.759	慶応元	1865年	0.959
享和3	1803年	0.458	文政8	1825年	0.593	慶応2	1866年	1.249
文化元	1804年	0.473	文政9	1826年	0.690	慶応3	1867年	4.249
文化2	1805年	0.635	天保13	1842年	0.572			

注：(1) 倉敷市所蔵小野家文書・大橋貞吉家文書・九州大学所蔵守屋家文書・三宅正堂家文書の「御用留」より作成。
 (2) 村高1石当たりの数値である。

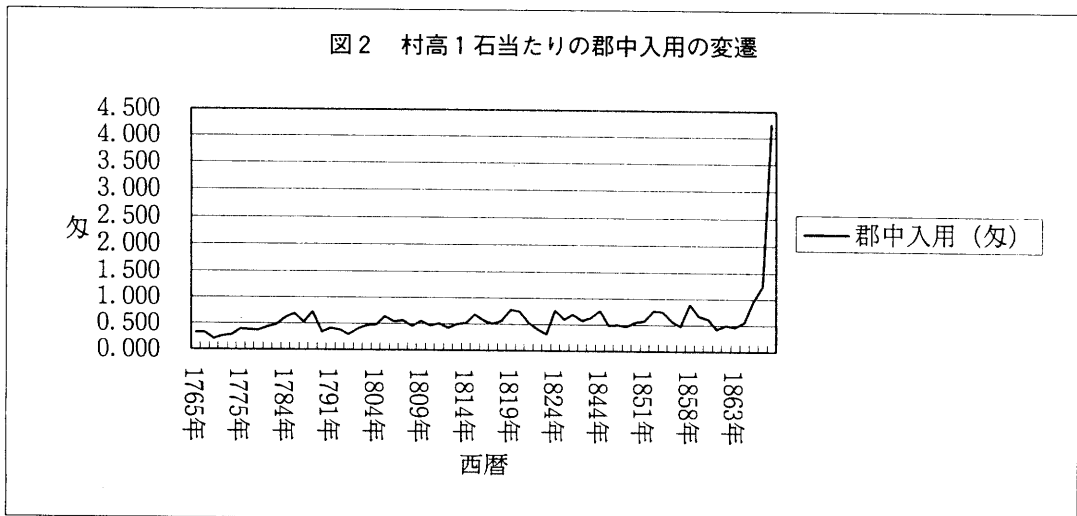


表7 郡中入用内容と額の変化

順	額・及	内 容	立替人
天明7年(1787) 11月			
A 障屋維持費用			
7	28,120	尾敷式蔵給歩残米三七升代銀	0.3%
36	79,000	伊勢・宮内・駒・高野右四ヶ所御祈禱御札御役所へ差上帳御初懸如	
	107,120	此	
B 障屋行財政にかかわる費用			
1	9,339,720	御役所より江戸御用状遣候節、大政往送御買銀并障屋附江掛入候持出人足等	61.1%
2	1,156,787	入奉り加番買銀	
31	1,628,240	御役所より遠候御用状御買銀、并御役所御買銀、御買銀とも	
32	1,155,000	無宿者半兵衛、三之介内膳入用	
	9,028,170	その他	
	22,907,917	小計	
C 郡中の運営に関する費用			
26	2,856,000	当米大割立会十月廿五日より十一月廿一日迄日割式十八日版代、雑用油・筆紙墨共	36.1%
27	1,507,560	当米郡中立会勘定候御買、十月廿五日より十一月廿一日迄日割式十八日分朝夕版代	
43	1,000,000	郡中村々宿々止置物代二面罷出候度々書物相認候節、筆紙墨代、油・筆紙墨代、世話料	
48	1,224,000	御巡見様御願遣御用達候御買銀二付、当米六月十五日より同二十日、同翌迄、郡中惣代庄屋とも版代・筆紙墨とも相立	
55	3,965,000	郡中神樂、伊勢・大御堂・大々神樂、某州諸村金足連・備中吉備津宮御祈禱御買銀并同往返諸雑用	
	2,964,050	その他	
	13,516,550	小計	
D その他			
15	281,250	長崎より江戸御買物持送候節、并御朱印御証文並成不取持送候二付、有明油・筆紙墨	2.5%
	673,000	その他	
	954,250	小計	
	37,485,585	合計 (計算37,485,837)	
天明7年(1787) 11月			
A 障屋維持費用			
7	28,120	尾敷式蔵給歩残米三七升代銀	0.3%
36	79,000	伊勢・宮内・駒・高野右四ヶ所御祈禱御札御役所へ差上帳御初懸如	
	107,120	此	
B 障屋行財政にかかわる費用			
1	9,339,720	御役所より江戸御用状遣候節、大政往送御買銀并障屋附江掛入候持出人足等	61.1%
2	1,156,787	入奉り加番買銀	
31	1,628,240	御役所より遠候御用状御買銀、并御役所御買銀、御買銀とも	
32	1,155,000	無宿者半兵衛、三之介内膳入用	
	9,028,170	その他	
	22,907,917	小計	
C 郡中の運営に関する費用			
26	2,856,000	当米大割立会十月廿五日より十一月廿一日迄日割式十八日版代、雑用油・筆紙墨共	36.1%
27	1,507,560	当米郡中立会勘定候御買、十月廿五日より十一月廿一日迄日割式十八日分朝夕版代	
43	1,000,000	郡中村々宿々止置物代二面罷出候度々書物相認候節、筆紙墨代、油・筆紙墨代、世話料	
48	1,224,000	御巡見様御願遣御用達候御買銀二付、当米六月十五日より同二十日、同翌迄、郡中惣代庄屋とも版代・筆紙墨とも相立	
55	3,965,000	郡中神樂、伊勢・大御堂・大々神樂、某州諸村金足連・備中吉備津宮御祈禱御買銀并同往返諸雑用	
	2,964,050	その他	
	13,516,550	小計	
D その他			
15	281,250	長崎より江戸御買物持送候節、并御朱印御証文並成不取持送候二付、有明油・筆紙墨	2.5%
	673,000	その他	
	954,250	小計	
	37,485,585	合計 (計算37,485,837)	
寛政6年(1794) 11月			
A 障屋維持費用			
4	1,548,260	御本陣并御役所御長屋中御修葺、東西人手修修葺諸人用とも	24.5%
5	249,350	御本陣并御役所水大給銀	
12	765,000	御土蔵修葺人用	
14	325,080	屋敷二反三畝廿九畝残米五石四斗、若井八代代銀	
22	250,000	天明午春臨時御普請用銀、小納村方之内成寄銀二相成不取立候、向人より郡中江取替二相成候二付	
23	750,000	右同断之節、材木屋共外より取替二相成候二付	
	249,180	その他	
	4,137,470	小計	
B 障屋行財政にかかわる費用			
1	1,752,400	御役所より江戸御用状遣候節、大政往送御買銀	46.4%
2	324,670	御役所より所々へ被遣候御買銀	
3	649,120	御役所より村々江御買物持出人足買銀共	
9	648,785	人半人加番買銀并年問之節、人足買銀共	
11	1,419,200	郡中村々宿々止置物代、筆紙墨代共	
17	700,000	御用達下手伝給	
19	300,000	大政御用運給	
36	855,380	年杖之者有之節、諸人用御買小前帳有之	
	1,185,550	その他	
	7,835,105	小計	
C 郡中の運営に関する費用			
20	1,500,000	郡中村々宿々止置物代二面罷出候度々書物相認候節、筆紙墨代、油・筆紙墨代、世話料	29.2%
31	798,000	当米郡中諸人用御買銀持送候御買、日割十五日、惣代之もの出御中、上下版代并往返二日共一飯	
32	534,000	当米大割、十月廿五日より同十一月九日迄日割十五日、立会之者拾二人外御用達下手伝之者三人、都合三人版代	
33	500,000	大御中、筆紙墨、油、筆紙墨代、其外立会之者より村々江用事、台人足買銀	
	1,595,350	その他	
	4,927,350	小計	
	16,899,825	合計 (計算16,899,925)	
弘化3年(1846) 10月			
A 障屋維持費用			
2	13,038,580	御本陣并御役所御長屋中惣修繕、御修葺人用	31.1%
3	390,000	御本陣并御役所水大買物	
8	670,120	御本陣臨時人用并小買物代	
12	718,910	屋敷二反三畝廿九畝残米七石八斗、若井八代代銀	
	385,900	その他	
	15,203,520	小計	
B 障屋行財政にかかわる費用			
1	1,288,380	御役所より所々江被遣候御買物持出買銀共	19.6%
4	818,640	軍御買銀江式人持持給、前々仕来り、郡中より差遣候合米七石六斗八升代	
5	697,750	右同断一、惣々年終金五兩領前向断二付、月々相違ヲ以相渡候	
7	1,152,000	入奉り加番買銀	
9	408,190	人半人加番買銀式人持持米代三石八斗四升代	
10	408,190	当御支配一、体取給方相勘候二付、前々より、郡中二面差遣候式人持持米代三石八斗四升代	
11	3,686,970	御仕置候御買人半人年問之節、又入給寄御買銀御買銀、人足買銀其外無宿者年問入用共	
24	500,000	用達下手伝料	
	640,250	その他	
	9,600,370	小計	
C 郡中の運営に関する費用			
30	450,660	年行司并惣代共取調候時入用之分	49.3%
31	500,000	筆紙墨、油・筆紙墨代、其外小入用	
32	574,800	郡中入用渡候差支二付、借替銀利	
33	370,000	月々入用取調并郡中一体之儀二付、惣代内成立会、總宿版代并小入用共	
34	387,000	郡中連行司二人惣々年終銀九枚	
35	688,000	郡中惣代給六人給銀、老人二付銀一枚	
38	270,000	惣代二面立会御買中、十一月朔日より同十五日迄、御座版代	
39	436,000	惣代二面立会御買中、銀々宿・片版銀代并往送水大買共	
41	20,000,000	郡中入用御買手當御買、承米年節中人用死二相立、可遣私分	
	428,000	その他	
	24,104,460	小計	
	48,907,990	合計 (計算48,908,350)	

注：『倉敷市史』第四冊（名著出版、1973年）639～648頁より作成。

注：『倉敷市史』第四冊（名著出版、1973年）630～636頁より作成。

注：『新修倉敷市史』第10巻9号より作成。

表8 郡中割取締改正仕法書

条目番号	簡条の内容
1	陣屋で郡中割掛1人決めてくださったので、惣代の内からも年行司3人取り決め聞済を得、諸事指図を受け取り計らう。惣代が無給ではかえってよくないとの沙汰によりこれからは惣代1人につき銀1枚、年行司は雑費を見込み別に銀3枚ずつ渡し大割へ組み入れる。惣代ども大割立会臨時諸事等で出勤のとき連夫賃は往返のみ日数に応じ郡中入用に立てる。
2	陣屋普請修復は、掛指図次第銀高30目くらい以上に見込まれる分は、職人共見積書を糺し申し付け、30目以下の小修復は諸色代諸賃当たりを以て申し付け、入用書差し出させ郡中割へ組み入れる。ただし入用高は下手伝方で附込帳に巨細に記し、見積書・入用書添え掛の印を受け月々改めのとき付き合わせる。
3	本陣長屋向新規建継または模様替普請等は前々から容易には命じられないが、もし差支えの訳があつて命じられたときは、惣代ども評議のうえ差支えになるときは郡中割へ組み入れ、その訳を巨細に記録し陣屋絵図掛紙を以て直し置くべきこと。新規建継または模様替を自分の入用を以てできた分は、都合よくなつても、以後場所替または入れ替わり等のときは元のとおり仕戻し引き渡すよう断り、その訳を巨細に記録すべき。
4	畳替障子張替、襖取繕等は仕来りの通り、捨て置き難い分だけ掛より員数その外委細頭書を以て命じられる筈なのでその分は郡中割へ組み入れる。
5	本陣長屋向鍋釜茶釜竈水瓶行灯居風呂十能火鉢火打箱手水鉢、前々より有來の分仕繕と取繕ともこれまでの通り郡中割へ組み入れ、新規に買い増しは一品たりとも御断り。そのほか膳碗そのほか台所廻り日用の品々は郡中割へ混入させず自分入用にす。
6	廻状持ち出しは、備中国は下手伝のものが引受送り、もっとも役所より御渡しのたび刻限等まで帳面に記し、掛の印を受け、郡中割へ組み入れる。讃岐国はこれまでどおり猶田屋紋之助が引受送り、賃銭先取にして郡中割には立てない。
7	諸向出役等のときは、入用人馬はその度役所より帳面に記し、倉敷村役人より達しがあれば、人馬差し出し郡中割へ組み入れ、帳面に記がなければ組み入れない。
8	陣屋修復向そのほか掃除人足等入用のときは、下手伝のものより雇い入れ、その時々巨細帳面に記し、掛の印を受け郡中割へ組み入れる。
9	惣代から諸向へ飛脚等差し出すときも、そのときの巨細帳面に記し、掛の印を受け郡中割へ組み入れる。
10	御支配所そのほか諸向道法諸職人飛脚人足賃等前々よりの定事実に当たらない分は、指図を得てそれぞれ改め、別帳1冊惣代連印のうえ役所へ差上げるとおりこれから定める。
11	月々入用取調のことは、下手伝のもの付込帳に記置いたのを毎月28日、年行司どものうち1人申し合わせ刻限相違なく出勤し、倉敷村庄屋立会、頭印帳を取り調べ改めを受け、諸入用銀印を願い、下手伝の者より晦日までに支払いを済ませるように取り計らうべき。倉敷村庄屋は植田武右衛門が主に出勤の積り、同人差支えのときは水沢常太郎・丹右衛門等立会い、年行司着到・引払とも届け、逗留日数帳面に記し、掛の印を受け、飯料は大割へ組み入れるべき。
12	大割取調は毎年10月15日より倉敷村庄屋と年行司が立会い、それぞれ取調べ、11月中惣代の者出勤日数等掛の指図を得、日限遅滞なく出勤し、立会日数5日を限り清勘定のうえ割賦帳陣屋へ差上げ、跡惣代願書をもその節一同差上げ、御指図仕第引払うべき。惣代は到着次第届け、逗留中めいめい片旅籠立会座で、片旅籠はこれまでどおり大割へ組み入れる。
13	臨時諸事があり、惣代どもも出勤しなくては決し難いことがあるときは、掛の指図を得、上と同様に取り計らう。
14	郡中一体のことで、惣代の者他出するとき、手当銀そのほかやむをえない入用があり、郡中割へ組み入れたいことがあるときは、評議のうえ委細書面に記し、掛の指図を得るべきこと。
15	公役様入村のとき賄のことは、今般命じられた書取趣意を守るのはもちろん、掛へ伺い取り計らうこと。ただし止宿中は年行司のうち1人ずつ出勤し、諸事相談のうえ取り計らう。
16	大割先銀2分掛、年々御触日限遅滞なく納め、月々諸入用下渡し、万一分掛にて不足のときは伺い指図を受け、相応の利銀にて辻借し、差支えないよう取り計らうべきこと。
17	御陣屋敷と牢屋敷代米はこれまでどおり大割へ組み入れる。
18	惣代下手伝のことは、郷宿四人年番で勤め、給銀50目、筆紙墨代200目これまでどおり差し遣わし大割へ組み入れる。
19	陣屋水夫給1ヶ月銀30目、御用人馬雇い引受人給1ヶ年銀150目、陣屋堀水引込世話料同断銀12匁、郡中村々役所へ出たとき門外控所茶代同断銀160目、これまでどおり大割へ組み入れる。
20	吉備津初穂銀43匁、熊野午王代銀15匁、これまでどおり大割へ組み入れる。
21	牢屋修復と掃除等は陣屋同様取り計らう。

22	牢番 2 人、1 人給金 5 匁 2 人扶持宛、給金は益暮両度、扶持方は月々相場をもって代銀を渡す。
23	牢医師 1 人、2 人扶持、月々相場を以って代銀渡すこと。
24	入牢人があるとき、加番 1 昼夜 2 人、賃銀 3 匁、灯油代 1 ケ月代 7 匁 5 分、牢番遣炭 10 月より 3 月まで 1 ケ月代銀 4 匁宛の積を以って、月々渡す。
25	入牢人賄入用、1 日 1 人につき銀 1 匁、病気のとき用いる服薬代 1 つにつき銀 3 分、御仕置ものその他に遣わず非人足賃、1 日 1 人につき銀 1 匁 5 分宛の積を以って渡す。入牢人仕着のことは、そのときどきの指図を受けて取り計らう。入牢人病氣により高価の薬種を用いるときは、申上げ、相当の薬種代を渡す。拷問と敵御仕置のとき用いる気付け多少に応じ代銀を渡す。右の入用は、有宿の分はその村から差し出し、無宿の分は、郡中で立て替え、御入用下渡しするとき大割総高のうちで掛、廉限巨細訳書し置くこと。
26	酒津村頭穢多新八へ 2 人扶持、月々相場を以って代銀を渡す。
27	新八へ隠密御用等命じるときは、日数賃銀等は掛で取決め下され、年行司へ沙汰を届けるようにしたい。

注：「郡中割取締改正仕法書」（九州大学九州文化史研究所蔵守屋家文書 2 2 3 9）より作成。

表 9 浅口郡の郡中大割

年 月 日	期 間	額 (匁)	高 1 石 当 たり (匁)	浅 口 郡 総 代	典 拠
天保 2 年 (1831) 11 月	天保元年10月16日～天保 2 年10月15日	4,248.45	0.5478	勇崎村庄屋又三郎 柏島村庄屋十右衛門	4904
天保 3 年 (1832) 11 月	天保 2 年10月16日～天保 3 年10月15日	3,850.02	0.4953	勇崎村庄屋又三郎 柏島村庄屋重右衛門	4905
天保 5 年 (1834) 11 月	天保 4 年10月16日～天保 5 年10月15日	3,719.86	0.4769	柏島村庄屋十右衛門	4906
天保 6 年 (1835) 11 月	天保 5 年10月16日～天保 6 年10月15日	3,421.42	0.4386	阿賀崎新田村庄屋又助	4907
天保 7 年 (1836) 11 月	天保 6 年10月16日～天保 7 年10月15日	4,441.16	0.5693	柏島村庄屋十右衛門 乙島村庄屋重左衛門	4908
天保 8 年 (1837) 11 月	天保 7 年10月16日～天保 8 年10月15日	3,136.92	0.4201	乙島村庄屋重左衛門	4909

注：典拠欄の数字は九州大学九州文化研究所蔵守屋家文書の史料ラベルの番号である。

表 10 浅口郡の一郡割

年 月 日	年 番	期 間	額 (匁)	高 1 石 当 たり (匁)	割 座	典 拠
文化 6 (1809) 12 月 1 日	乙島村	文化 5 年 9 月～文化 6 年 11 月	4,241.19	0.555		4923
文政元 (1818) 11 月	阿賀崎新田又助組	文化 14 年 12 月～文政元 9 月	3,543.20	0.463		4918
文政 8 年 (1825) 12 月	阿賀崎新田七十郎組	文政 7 年 12 月～文政 8 年 12 月	5,308.65	0.69		4958
天保 3 年 (1832) 閏 11 月 晦 日	乙島村	天保 2 年 11 月～天保 3 年 閏 11 月	4,817.65	0.62	黒崎村孫兵衛	4903
天保 8 年 (1837) 12 月 13 日	黒崎村	天保 7 年 12 月～天保 8 年 11 月	10,146.35	1.3	黒崎村	4949
天保 9 年 (1838) 12 月 11 日	乙島村	天保 8 年 11 月～天保 9 年 11 月	20,021.39	0.782 1.78 巡見入用割	阿賀崎新田村	4947
嘉永 4 年 (1851) 11 月 8 日	黒崎村	嘉永 3 年 11 月～嘉永 4 年 11 月	11,849.14	1.518	黒崎村	4001
安政 4 年 (1857) 11 月 26 日	勇崎村	安政 3 年 11 月～安政 4 年 11 月	7,730.54	0.99	勇崎村	5755

注：典拠欄の数字は九州大学九州文化研究所蔵守屋家文書の史料ラベルの番号である。

表 11 阿賀崎新田村元組村小入用中の大割と一郡割の割合と渡先

年 代	西 暦	a 小入用 (匁)	b 大割先銀	b/a	c 大割先銀	c/a	d 一郡割	d/a	大 割 渡 先	一 郡 入 用 渡 先
嘉永 6	1853	22,006.10	764.40	3%	277.8	1%	1,507.08	7%	大橋平右衛門	割座年番片島村健蔵
安政 2	1855	17,616.07	362.40	2%	277.8	2%	2,282.26	13%	掛屋大橋平右衛門	割座年番
万延元	1860	17,649.44	568.68	3%	277.8	2%	2,728.02	15%	掛屋大橋平右衛門	割座年番乙島村庄屋勝太郎
文久元	1861	18,611.11	313.72	2%	277.8	1%	3,903.12	21%	大橋平右衛門	割座年番
文久 2	1862	20,577.96	405.42	2%	277.8	1%	4,097.98	20%	大橋平右衛門	割座年番
文久 3	1863	24,305.39	371.74	2%	277.8	1%	4,861.54	20%	大橋平右衛門	割座年番柏島村庄屋正蔵
元治元	1864	32,709.70	500.75	2%	277.8	1%	7,695.12	24%	大橋平右衛門	年番庄屋勇崎浜治左衛門
慶応 3	1865	43,988.03	5,624.54	13%	277.8	1%	9,350.63	21%	掛屋大橋平右衛門	年番柏島村庄屋武右衛門

注：三宅正堂家文書 14-4-1-1・3・8・9～13 「村小入用帳」より作成。